

日本河川教育学会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 当学会は「日本河川教育学会」と称し、英文では The Japan Society of River Education (JSRE) と表示する。

(目的)

第2条 本会は、河川教育に関する研究を行うとともに、児童生徒の心身の健全な発達を促進し、河川教育の教育実践の普及啓発を図る。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種講演会、研究会の開催
- (2) 論文誌「河川教育研究」、研究報告、図書などの刊行
- (3) その他この会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 河川教育を研究又実践を支援する個人又は団体
- (2) 学生会員 大学（これに準ずる機関を含む）の学生で河川教育に関心を有する者
- (3) 賛助会員 本会の事業に賛助し、理事会により推薦された個人及び団体

(入会)

第5条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める細則に従い入会手続きを行う。

2 入会は理事会の承認を得て申込者に通知するものとする。

(会費)

第6条 本会の会員は、本会の維持・発展の為に理事会において別に定める細則により会費を（年額）支払うものとする。

2 会費

- (1) 正会員 年額 3,000 円
- (2) 学生会員 年額 1,000 円
- (3) 賛助会員 年額 30,000 円

3 会計年度

4月1日より翌年の3月31日までとする。

(資格喪失及び退会)

第7条 会員は次の事項に該当する場合、会員資格を喪失する。

- (1) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 当該会員が死亡、または会員である法人が解散したとき

2 会員は次の事項に該当する場合、退会をすることができる。
退会の意向を任意の書面にて会長に提出したとき

第3章 役員

(役員の設定)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。
3 前項の会長の他、理事のうち2名を副会長、1名を事務局長とする。

(役員を選任)

第9条 役員は理事会において正会員より選任する。理事を選任するために必要な細則は理事会において定める。

2 代表理事（会長）、副会長及び事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3 監事は理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務と権限)

第10条 会長は、本会を代表し、その職務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を執行する。
3 事務局長は本会の運営事務を掌る。
4 理事は、理事会を構成し、この規定で定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務と権限)

第11条 監事は次の各号に掲げる職務を行い、かつ、監査報告を作成しなければならない。

- (1) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること
- (2) 理事も職務執行状況を監査すること
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること
- (4) 理事が不正な行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法

令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること

(役員任期)

第12条 理事の任期は、選任後2年とする。再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残余期間とする。

第4章 理事会

(構成)

第13条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第14条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び事務局長の選定及び解任

(招集)

第15条 理事会は会長が招集する。

2 会長に事故あるとき、または欠けたときは、副会長が招集する。

(議長)

第16条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた理事がこれに当たる。

(決議)

第17条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第5章 事務局

(事務局)

第18条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は事務局長の属する大学等の所在地におく。

3 事務局についての必要な事項は、別に理事会において定める細則による。

第6章 規定の変更

(規定の変更)

第19条 この規定は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則 2020年9月1日策定（適用）